

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について（案）

○薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会

・第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について（案）

○化学物質審議会安全対策部会

・エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について（案）

○中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

・第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について（案）

第一種特定化学物質に指定することが適切とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について（案）

平成 25 年 10 月 4 日

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会審査部会及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、第一種特定化学物質に指定することが適切と判断されたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成 26 年 2 月を目途に（必要に応じ、一定の猶予期間を設けることも検討）、化審法施行令を改正し、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている場合は、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
エンドスルファン	なし
ヘキサブロモシクロドデカン	・ 繊維用難燃処理薬剤
	・ 難燃性 EPS ^(※) 用ビーズ
	・ 防災生地・防災カーテン

(※) EPS ; ビーズ法発泡ポリスチレン

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第25条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途

の指定について（案）

平成25年10月4日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1) エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
エンドスルファン	(なし)
ヘキサブロモシクロドデカン	・ 繊維用難燃処理薬剤 ・ 難燃性 EPS ^(※) 用ビーズ ・ 防炎生地・防炎カーテン

(※) EPS ; ビーズ法発泡ポリスチレン

- (2) エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについて、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
エンドスルファン	(なし)
ヘキサブロモシクロドデカン	(なし)

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについての所要の措置について（案）

平成 25 年 10 月 4 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第 14 条第 2 項の規定に基づく判定について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名エンドスルファン、ベンゾエピン。以下「エンドスルファン」という。）及びヘキサブロモシクロドデカンについて、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンが使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
エンドスルファン	なし
ヘキサブロモシクロドデカン	繊維用難燃処理薬剤
	難燃性 EPS 用ビーズ
	防災生地・防災カーテン

EPS：ビーズ法発泡ポリスチレン

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

エンドスルファン又はヘキサブロモシクロドデカンについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。